

中国四国農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者等の表彰 実施要領

制 定 平成元年4月20日 元中建第255号(設)
最終改正 令和4年4月7日 4中振第59号

第1 目 的

中国四国農政局所管の農業農村整備事業等（以下「事業」という。）の工事（以下「工事」という。）又は測量・調査・設計業務（以下「業務」という。）並びに新技術の開発又は導入（以下「新技術の開発等」という。）であって、その成果が優秀であり、他の模範となるもの、及び工事等を実施した受益地域内で優れた地域貢献活動を展開（以下「地域貢献活動」という。）したもの（以下「優良工事等」という。）の受注者並びに新技術開発者等（以下「受注者等」という。）を表彰し、事業への理解を深めるとともに設計・施工技術のレベルアップ、地域貢献活動への積極的な取り組み等、受注者等の意欲の高揚を図り、もって事業の円滑な施行に資することを目的とする。

第2 表彰の対象となる優良工事等及びその受注者等の推薦

1. 優良工事等

表彰の対象となる優良工事等は、前年度に完成した工事及び業務又は新技術の開発等並びに地域貢献活動のうちから、別紙1「中国四国農政局優良工事等の選定基準」により選定したものとする。

ただし、国庫債務負担行為に係る工事又は不可分工事の場合は全体の契約額とし、また、同じ受注者であって、当該業務と密接に関係する前年度までの業務を含めることができる。

さらに、基本設計及び実施設計業務については、対象工事完成の次年度まで表彰期間を延長することができる。

2. 受注者等の推薦

事業（務）所長（農政局長が発注した業務にあっては担当課長）は、1により選定した優良工事等の受注者等について、別紙2「優良工事等の受注者の推薦書」（以下「推薦書」という。）を別途事務局が定める日までに局長に提出する。

なお、当該年度完了（事業（務）所閉鎖）地区にあっては、事業（務）所長とあるのは局担当課長と読み替える。（以下同じ。）

3. 地域貢献活動の公募

局長は別紙3「中国四国農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者等の表彰のうち地域貢献活動に係る応募要領」を定め公募を行うとともに、地域貢献活動の表彰について中国四国農政局のホームページ等に掲載し、受注者への周知を図るものとする。

第3 審査委員会の構成・審査方法等

1. 審査委員会

- (1) 優良工事等の受注者等の表彰を公正かつ適正に行うため局内に「中国四国農政局所管農業農村整備事業等優良工事等受注者等表彰審査委員会」（以下「委員会」という。）及び同委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、第2により事業（務）所長から推薦のあった受注者について、第3の2により審査を行う。
- (3) 委員会は、「農林水産省所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者等の表彰実施要領」（以下「農林水産省表彰実施要領」という。）第2の2に基づく推薦に係る受注者（以下「推薦受注者」という。）の審査も兼ねて行うものとする。
- (4) 幹事会は、推薦書及び選定基準により検討を行い、優良表彰対象工事及び業務の候補を選定し委員会に報告するものとする。
- (5) 委員会の構成は次のとおりとする。

審査委員長	局次長（本務）
委員	企画調整室長
委員	農村振興部長
委員	農村振興部 地方参事官（特命・事業計画）
委員	農村振興部 地方参事官（各省調整）
委員	土地改良技術事務所長

- (6) 幹事会の構成は次のとおりとする。

幹事長	農村振興部 設計課長
幹事	企画調整室 企画官（総括）
幹事	農村振興部 事業計画課長
幹事	農村振興部 水利整備課長
幹事	農村振興部 農地整備課長
幹事	農村振興部 防災課長
幹事	土地改良技術事務所次長
- (7) 審査委員長又は幹事長が不在の場合、委員又は幹事の中から代理を置くことができる。
- (8) 委員会の事務局は、農村振興部設計課に置く。

2. 審査の方法

- (1) 審査委員長は、受注者の審査を行うため、委員会を開催する。
- (2) 委員会は、事業（務）所長から局長に提出のあった推薦書及び添付書類の書類並びに推薦のあった受注者についての、当該事業（務）所以外の管内事業（務）所における工事等の「工事成績書」又は「業務成績書」を考慮して、受注者について審査し、順位を付して毎年10月31日までに局長に上申する。

なお、同じ受注者の施工した2件以上の工事等が推薦されている場合、推薦する件数は1件以内とする。
- (3) 委員会は、審査結果に基づいて、局長表彰者を工事及び業務の発注件数の5%程度、新技術の開発等については1件程度選定できるものとする（工事については、土木・建築・舗装工事と施設機械工事に区分し、それぞれの区分の5%程度とする）。地域貢献活動については、過去及び現在、受注した工事等に関連した受益地域内に

おいて行われている造成施設の保全管理活動、農地・農業用水等の資源保全活動、農村環境保全活動、地域防災活動、住民参加直営施工等の地域活動（以下、「農業農村整備関連活動」という。）又は管内において行われた地域農産物消費拡大等活動（農林水産省所管農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰実施要領 別紙1 地方農政局等優良工事等の選定基準の4に示す「地域農産物消費拡大等活動」をいい、以下「地場農産物需給拡大等活動（地域農産物消費拡大等活動）」という。）で第三者と連携した活動で各1件程度選定できるものとする。

(4) 委員会は、審査に当たって必要な場合は、幹事会に現地調査を行わせることができる。

第4 表彰者の決定及び表彰等

(1) 局長は、委員会の上申に基づき、表彰者を決定する。

(2) (1) で決定した表彰者のうち工事については契約金額が6千万円以上、業務については契約金額2千万円以上に該当する者、新技術の開発等については1件程度、地域貢献活動については、農業農村整備関連活動又は地場農産物需給拡大等活動（地域農産物消費拡大等活動）で各1件程度を推薦受注者として、農林水産省表彰実施要領に基づき農村振興局長に進達する。

(3) 表彰者のうち農林水産大臣及び農村振興局長表彰者を除き中国四国農政局長表彰とする。

(4) 表彰は、農林水産大臣表彰者等の決定通知後速やかに行うものとし、局長が被表彰者に対し賞状を授与する。

「中国四国農政局優良工事等の選定基準」

1. 工事にあつては、その施工に当たつての「土木工事施工管理基準」（平成 17 年 3 月 28 日付け 16 農振第 2232 号農村振興局長通知）に基づく施工管理が特に優れていること。業務にあつては、技術的内容が特に優れていること。又、新技術の開発等並びに地域貢献活動にあつては、その内容が特に優れていること。
2. 工事及び業務並びに新技術の開発等にあつては、局長が定める工事成績評定要領等に基づく「工事成績書」又は「業務成績書」の総合評点が高位であること。地域貢献活動にあつては、その内容が事業や地域社会に与える貢献度が大きいと認められること。
3. 当該推薦時点の前 2 年間（前々年度 11 月 1 日から当該年度 10 月 31 日まで）において「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（昭和 59 年 4 月 21 日付け 59 経第 715 号農林水産事務次官依命通知）に基づき各地方農政局等に定められている「工事請負契約指名停止等措置要領」による指名停止を受けた受注者の工事は対象としないこと。業務についてもこれに準ずるものとする。

なお、共同企業体の場合、1 社でも指名停止を受けている場合は同様に扱うものとする。

また、地域貢献活動にあつては、当該推薦時点の前 2 年間で当該公募開始時点の前 2 年と読み替えるものとする。
4. 工事及び業務並びに新技術の開発等の選定に当たつては、工事等の技術的難易度、規模（原則として、契約金額が 3 千万円以上の工事及び契約金額が 1 千万円以上の業務とする。）、重要性、創意工夫、低コスト工法の提案、新技術の開発等について考慮するとともに、当該工事等の受注者の他の工事等における「工事成績書」又は「業務成績書」をも参考にすること。なお、業務の場合、表彰後業務内容に変更が生じないものを選定すること。

また、地域貢献活動の選定に当たつては、農業農村整備関連活動又は地場農産物需給拡大等活動（地域農産物消費拡大等活動）で第三者と連携した活動に積極的に参画・支援を行い、受益者及び地域社会から地域に貢献していることが認められ、高い評価を得た活動を選定するとともに、受注した工事等の「工事成績書」又は「業務成績書」をも考慮すること。
5. 同じ受注者が施工した 2 件以上の工事等が選定された場合、優良な 1 件とする。
6. 各事業（務）所における選定件数は、工事（業務）成績の優良なものから、1～3 件程度とする。
7. 工事は、各々の評定者の評価点が 75 点以上で、かつ、評価点合計が 80 点以上であること。

年度優良工事等の受注者の推薦書

- 1 受注者名
- 2 推薦理由
- 3 施工した優良工事等の概要
 - (1) 事業名
 - (2) 工事件名又は業務件名（工期 年 月 日～ 年 月 日）
 - (3) 工事又は業務場所
 - (4) 請負代金額
 - (5) 添付資料 ※ 2部提出

上記のとおり「中国四国農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者の表彰実施要領」第2の2に基づき推薦します。

年 月 日

中国四国農政局長 殿

〇〇事業（務）所長

※ 添付資料

- (1) 工事（又は業務）概要
注）対象工事（業務）の概要だけでなく、事業全体の概要と対象工事（業務）の概要とする。
- (2) 現場（又は現地）写真
- (3) 施工管理結果表（工事の場合）
- (4) 技術的内容と成果の要約（業務の場合）
- (5) 工事成績評定表（工事成績採点表も添付）
- (6) 業務成績評定表（業務成績評定結果総括表も添付）
- (7) 工事技術的難易度評価表
- (8) VE提案等評定表
- (9) 土地改良区等の意見
- (10) その他必要と思われる資料

(別紙3)

中国四国農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者等の表彰のうち地域貢献活動に係る応募要領

第1 趣 旨

中国四国農政局所管の農業農村整備事業等（以下「事業」という。）の工事（以下「工事」という。）又は測量・調査・設計業務（以下「業務」という。）を実施した受益地域内で優れた地域貢献活動を展開（以下「地域貢献活動」という。）した受注者を表彰し、意欲の高揚を図るとともに、農地・農業用水などの保全管理の適正化、地域の安全・安心の確保、地域の環境保全、農業及び農村の振興に寄与し、もって事業の円滑な施行に資する。

第2 表彰対象内容

過去及び現在、受注した工事等に関連した受益地域内において行われている造成施設の保全管理活動、農地・農業用水等の資源保全活動、農村環境保全活動、地域防災活動、住民参加直営施工等の農業農村整備関連活動又は地場農産物需給拡大等活動（地域農産物消費拡大等活動）で第三者と連携した活動に積極的に参画・支援を行っている建設会社等の企業（受注者）を対象者として、優れた地域貢献活動を表彰するものである。

第3 募集内容

1. 応募対象範囲

- ・ 対象地区は継続地区のみならず、事業完了地区における活動も含める。
- ・ 地区の工事に関する実績があること。活動自体は最近行っているものを対象とする。
- ・ 地域貢献活動は、継続性・広域性・緊急性等を総合的に判断し貢献度が高いものを評価する。
- ・ 企業（受注者）の取組みを対象として表彰するものであり、企業（受注者）に属する個人の個々の活動を対象とするものではない。
- ・ 地場農産物需給拡大等活動（地域農産物消費拡大等活動）は、管内における前年度の活動を対象とする。

2. 評価対象活動内容

以下の事例に掲げる内容に類似する活動を行っている企業（受注者）であって、その活動が受益者及び地域社会から評価を得たもの。

(1) 造成施設の保全管理活動

水路やため池など農業水利施設を施工した企業（受注者）が、大雨や地震後に施設管理者と見回りを行い、コンクリート構造部の目地詰め、遮水シートの補修、倒木等の緊急処理を行うなど、造成施設の保全に貢献している。

(2) 農地・農業用水等の資源保全活動

- 1) 地域が行う水路の泥さらえや草刈り、ため池の清掃、農道への砂利の補充等に企業（受注者）の従業員が団体で参加し、資源の適切な保全に貢献している。
 - 2) 耕作放棄地を解消するための植栽活動等に企業（受注者）の従業員が団体で参加し、資源の適切な保全管理に貢献している。
- (3) 農村環境保全活動
- 1) 生態系に配慮した設計・施工を行った企業（受注者）が、施設造成後にその効果が発揮されているかどうかモニタリング等、フォローアップを行い生態系の保全に貢献している。
 - 2) 地域が行う水路法面への花の植栽等の景観形成活動に企業（受注者）の職員が団体で参加し、地域農村環境の向上に貢献している。
- (4) 地域防災活動
- 1) 豪雨時に、越流の危険がある排水路の天端に土のうを積んだり、企業内の農村災害復旧専門技術者等により応急工事の技術的支援をする、万一の被害に備え排水用ポンプ準備・設置する等、受益地域の防災活動に貢献した。
 - 2) 渇水時に揚水ポンプを土地改良区と打合せの上、必要箇所に提供・設置し、農作物被害の軽減に貢献した。
- (5) 住民参加型直営施工等
- 住民参加型直営施工により管理用道路の安全施設等を施工する際に、詳細設計や施工計画についてアドバイスをしたり、必要に応じ機械の提供等の協力を行っている。
- (6) 地場農産物需給拡大等活動（地域農産物消費拡大等活動）
- 自発的な取組で第三者と連携して、自治体が生産振興に取り組んでいる農産物を活用した地域特産品開発に参画するなど、地域農産物消費拡大に貢献している。
- (7) その他の活動

第4 応募方法

1. 上記の募集案件に該当する企業（受注者）は、応募用紙（別添様式）に必要な事項を記入の上、現在事業実施中の地区において活動を行っている企業については当該事業（務）所長に、また、現在事業完了している地区において活動を行っている企業については当該完了地区の管理を所掌する土地改良調査管理事務所長に応募用紙等を提出するものとする。
2. 上記1により、企業（受注者）から応募用紙の提出を受けた事業所（務）長は、応募内容を確認の上、（別紙2）及び応募用紙等を添付して当該地方農政局長に推薦を行うものとする。

第5 応募期間

応募期間は、5月1日～6月30日とする。

(別添様式)

地域貢献活動応募用紙

(中国四国農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の受注者等の表彰)

応募者プロフィール			
企業名(受注者)			
代表者(役職・氏名)	(役職)	(氏名)	
住所	〒	(住所)	
電話番号		FAX番号	

活動地域等			
県名		事業地区名	
工事名			
工事施工年度(工期)	(施工年度)	(工期)	
活動期間及び頻度			

活動の内容	
活動の動機及び目的	
活動の概要 活動の全体像がわかるように、 特徴的な点を挙げながら300字 程度にまとめてください	
創意工夫(努力)した点 特筆すべき点を記入してください	
活動の成果 活動の成果を記入してください	
その他	・活動状況を撮影した写真を添付してください。 ・参加証明書等がある場合は添付してください。 ・活動が地域社会から評価され、表彰状や感謝状などが贈られた場合はコピーを添付してください。